

## ○沖縄大学危機管理規程

(2009年6月29日制定)

改正 2012年12月17日

2021年3月29日

(目的)

**第1条** この規程は、大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、沖縄大学（以下「本学」という。）における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、本学の学生、教職員、役員及び近隣住民等（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

**第2条** 前条の目的を達成するため、この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、各号の一に該当するものであって、組織的・集中的に対処することが必要な事態とする。

- (1) 本学の教育研究等の活動の遂行に重大な支障のある事態
- (2) 学生等の安全にかかわる重大な事態
- (3) 施設管理上の重大な事態
- (4) 本学に対する社会的信頼を損なう事態
- (5) その他、前各号に類するような事態

(定義)

**第3条** この規則において「部局館等」とは、各学部、事務局、教務部、学生部、入試広報室、図書館、地域研究所、マルチメディア教育研究センター、教職支援センター、法務監査室をいう。

2 この規則において「部局館長」とは、前項に規定する部局館等の長をいう。

(危機管理のための学長等の責務)

**第4条** 学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、全学の危機管理体制の充実に努めなければならない。

2 副学長は、学長を補佐し危機管理体制の充実に努めるとともに学長不在の場合には代わって統括責任者となる。

3 部局館長は、当該部局館等における危機管理の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局館等の危機管理体制の充実に努めなければならない。

4 教職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

#### 第4編 組織・総務 (沖縄大学危機管理規程)

**第5条** 学長、副学長、常務理事及び部局館長は、危機管理に関する資料の配付、研修の実施等により、全学及び各部局等における日常的な危機管理の充実を図るものとする。

- 2 学長、副学長、常務理事及び部局館長は、法令及び関係する学内規程等に従い、学生等が本学に起因する危機により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。
- 3 学長、副学長、常務理事及び部局館長は、危機管理に当たり、学生等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

(危機管理員)

**第6条** 学長の下に危機管理員を置く。

- 2 危機管理員は、学長の指揮の下に、全学的に対処が必要な危機管理に当たる。
- 3 危機管理員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 副学長
  - (2) 常務理事
  - (3) 部局館長
  - (4) その他学長が必要と定めた者

(危機事象に関する通報等)

**第7条** 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、危機管理員に通報しなければならない。

- 2 危機管理員は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに学長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、学長と対処方針を協議しなければならない。

(対策本部の設置)

**第8条** 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
  - (2) 副本部長は、副学長をもって充て、本部長を補佐する。また、本部長不在の場合は、副本部長が本部長を代行する。
  - (3) 本部員は、副学長、常務理事、部局館長、事務局部課長等の中から本部長が指名する者をもって充てる。

- 3 対策本部の事務は、危機事象に係る事務局部署が主管する。

- 4 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

## 第4編 組織・総務 (沖縄大学危機管理規程)

**第9条** 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

2 教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、その事案処理に当たり、学校法人沖縄大学理事会等（以下「理事会等」という）の審議を含め本学の学内規則等により必要とされる手続きを省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に、理事会等に必要な報告をし、承認を受けなければならない。

(部局館における危機事象への対処等)

**第10条** 部局館長は、当該部局館のみに係る危機であると判断する事象については、その内容、対処方針、対処状況等を学長に報告し、了解を得るものとする。この場合において、学長は、当該危機が全学に影響を及ぼすものと判断するとき、対策本部を設置し、全学的に対処することができる。

(学長が不在の場合の措置)

**第11条** 学長が不在の場合は、副学長が代行してこの規程に基づき、危機管理に当たるものとする。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、管理職会議及び大学協議会の議を経て常任理事会が承認する。

### 附 則

この規程は、2009年6月29日から施行する。

### 附 則 (2012年12月17日改正)

この規程は、2012年12月17日から施行する。(法人名の変更。部局館長会議の管理職会議への統合に基づき、「部局館長会議」を「管理職会議」へ変更。)

### 附 則 (2021年3月29日改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。(第3条、第12条改正)